

令和5年度 岩手県消防学校教育訓練計画

1	令和5年度岩手県消防学校教育訓練の基本方針	1 頁
2	教育訓練体系	3 頁
3	令和5年度岩手県消防学校教育訓練日程	4 頁
4	令和5年度岩手県消防学校教育訓練 入校対象者・入校経費	5 頁
5	各教育訓練の実施要領	
(1)	消防職員教育	
	第69期消防職員初任教育実施要領	6 頁
	令和5年度消防職員幹部教育初・中級幹部科実施要領	7 頁
	令和5年度消防職員幹部教育上級幹部科実施要領	8 頁
	令和5年度消防職員専科教育警防科実施要領	9 頁
	令和5年度消防職員専科教育火災調査科実施要領	10 頁
	令和5年度消防職員専科教育救急科実施要領	11 頁
	令和5年度消防職員専科教育救助科実施要領	12 頁
(2)	消防団員教育	
	令和5年度消防団員幹部教育初級幹部科実施要領	13 頁
	第7期消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程実施要領	14 頁
	第7期消防団員幹部教育指揮幹部科分団指揮課程実施要領	15 頁
	令和5年度消防団員専科教育警防・機関科実施要領	16 頁
(3)	特別教育	
	令和5年度特別教育無線通信講習実施要領	17 頁
	令和5年度土砂災害消防活動講習	18 頁
	令和5年度特別教育女性活躍推進講習実施要領	19 頁
	令和5年度特別教育自衛消防隊員講習実施要領	20 頁
(4)	推薦書等	
	消防職員初任教育推薦書（様式第1号）	21 頁
	身上調書、身体測定表等	22 頁～27 頁
	消防職員幹部・専科教育推薦書（様式第1号）	28 頁
	研究討議	29 頁
	消防団員教育推薦書（様式第2号）	30 頁
	特別教育自衛消防隊員講習推薦書（別紙様式）	31 頁
(5)	参考	
	岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年規則第20号）	32 頁～34 頁

令和5年度岩手県消防学校教育訓練計画

この計画は、岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）第2条の規定により、岩手県消防学校において実施する令和5年度の教育訓練計画について定めるものである。

I 令和5年度岩手県消防学校教育訓練の基本方針

1 基本方針

当消防学校の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民の信頼と負託に応えうる消防に必要な見識や技能の効率的かつ効果的な習得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に職務が遂行できる消防職員等の養成に努める。

2 消防職員教育

(1) 初任教育

この教育訓練は、新採用の消防職員として服務義務を理解し、必要な基礎知識や基本的技能の習得とともに、士気の高揚、規律の保持及び体力の錬成を図り、職務を円滑に遂行できる消防職員を養成する。

(2) 幹部教育

ア 初・中級幹部科

この教育訓練は、初・中級幹部職員としての責任及び立場を認識するとともに、消防行政の現状や動向を理解し、組織の管理、災害現場における安全管理を適確にできる消防職員を養成する。

イ 上級幹部科

この教育訓練は、上級幹部職員として業務管理、人事管理、危機管理に必要な知見及び職責遂行に必要な判断力を有し、組織を円滑に管理運営できる消防職員を養成する。

(3) 専科教育

ア 警防科

この教育訓練は、警防行政に関する知識、災害現場における消防戦術と安全管理等に係る専門的知識及び技術を習得し、災害現場において安全かつ的確な警防活動ができる能力の向上に資するため行うものである。

イ 火災調査科

この教育訓練は、火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく行使するとともに、原因調査、損害調査及び鑑定等の専門的知識・技術を習得し、火災原因の究明に係る的確な判断能力を持つ消防職員を養成する。

ウ 救急科

この教育訓練は、救急隊員の行う応急処置等に必要な医学的知識及び技術を習得し、消防法施行令第44条第5項第1号に定める救急隊員を養成する。

エ 救助科

この教育訓練は、救助活動における安全管理、災害救助に係る専門的知識及び高度な技能・技術、特殊災害に係る基礎的知識・対処方法等を習得し、災害現場においてこれらを活用した安全・適確な活動を展開できる消防職員を養成する。

3 消防団員教育

(1) 幹部教育

ア 初級幹部科

この教育訓練は、消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理の重要性について理解するとともに、地域住民に対して防災指導を行うことのできる消防団員を養成する。

イ 指揮幹部科現場指揮課程

この教育訓練は、災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、大規模災害時における火災防ぎょ活動、水災活動、救助救命、避難誘導・情報収集・伝達に係る的確な現場指揮、安全管理の知識・技術を習得するとともに、自主防災組織等に対して防災指導を行うことのできる消防団員を養成する。

ウ 指揮幹部科分団指揮課程

この教育訓練は、分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に係る知識を習得するとともに、各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動を行うことのできる消防団員を養成する。

(2) 専科教育

警防・機関科

この教育訓練は、消防団員として火災防ぎょ活動に関する専門的知識並びに自動車ポンプ及び小型ポンプの運用技術を習得し、災害現場において中核的な消防活動が遂行できる消防団員を養成する。

4 特別教育

(1) 無線通信講習

この教育訓練は、消防無線操作に係る知識及び技術を習得するとともに、無線従事者免許（第3級陸上特殊無線技士）を取得させ、無線通信業務に従事する消防職員を養成する。

(2) 土砂災害消防活動講習

この教育訓練は、自然災害発生時の基本的活動となる「土砂災害消防活動」に従事することのできる消防職員を養成する。

(3) 女性活躍推進講習

この教育訓練は、女性消防職員の強固な「繋がり」の構築を促進するとともに、職域拡大に応じた専門的識見及び技能の習得を促進し、もって総合的な能力開発を図る。

(4) 自衛消防隊員講習

この教育訓練は、自衛消防隊員として必要な基礎的識見及び技能の習得を促進し、もって事業所等における防災意識の向上を図る。

5 委託教育等

市町村、消防団、婦人消防協力隊、幼・少年防火クラブ等からの要請を踏まえ、消防防災に関する教育訓練を行う。

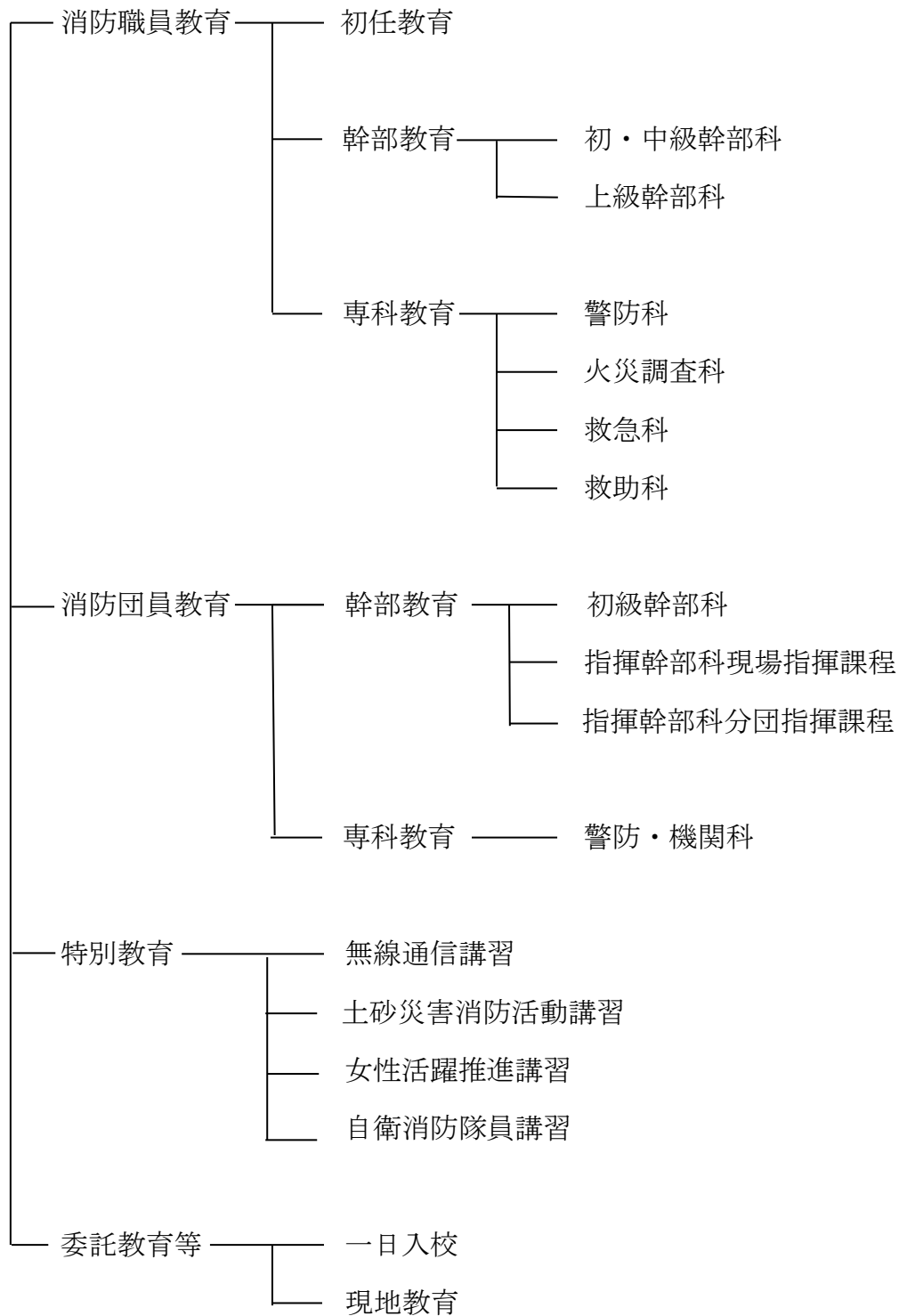
(1) 一日入校

消防学校において訓練礼式等の教育訓練を行うほか、防災センターと連携して地震体験や避難体験等を中心とした教育訓練を行う。

(2) 現地教育

現地に出向して訓練礼式等の教育訓練を行う。

II 教育訓練体系



Ⅲ 令和5年度 岩手県消防学校教育訓練日程

		教育訓練期間		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入校定員(人)	
消防 職員	初任教育	4月10日(月)～10月5日(木)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	—	
	幹部 教育	初・中級幹部科	8月21日(月)～9月1日(金)					■									40
		上級幹部科	12月4日(月)～8日(金)									■					20
	専科 教育	警防科	11月14日(火)～30日(木)									■					40
		火災調査科	10月17日(火)～11月1日(水)									■					40
		救急科	1月18日(木)～3月13日(水)												■	■	80
		救助科	10月10日(火)～11月17日(金)									■					40
	消防 団員	初級幹部科	11月2日(木)、3日(金)									■					30
		幹部 教育	指揮幹部科現場指揮課程	11月22日(水)、23日(木)									■				40
			指揮幹部科分団指揮課程	12月1日(金)、2日(土)										■			40
専科 教育		警防・機関科	10月13日(金)～10月15日(日)										■			40	
特別 教育	無線通信講習	8月中旬予定														80	
	土砂災害消防活動講習	11月8日(水)～10日(金)										■				60	
	女性活躍推進講習	1月11日(木)											■			—	
	自衛消防隊員講習	12月11日(月)、12日(火)											■			40	

令和5年度 岩手県消防学校教育訓練 入校対象者・入校経費

教育	教育訓練期間	日数		入校 定員 (人)	入校対象者	入校経費 (円)	内 訳				備考			
		延	実				食 費	図書教材費	寮費等	研修旅費				
消防 職員	初任教育	4月10日(月)～10月5日(木)		179	123	861	-	451,500	181,000	130,100	75,400	65,000		
		8月21日(月)～9月1日(金)		12	10	69	40	45,500	15,500	25,800	4,200			
	幹部 教育	12月4日(月)～8日(金)		5	5	33	20	22,100	7,800	10,500	3,800			
		11月14日(火)～30日(木)		17	12	84	40	34,100	17,500	10,500	6,100			
	専科 教育	10月17日(火)～11月1日(水)		16	12	82	40	96,200	18,200	72,300	5,700			
		1月18日(木)～3月13日(水)		56	38	264	80	124,000	57,600	41,900	24,500			
	初級幹部科	10月10日(火)～11月17日(金)		39	28	194	40	83,700	42,900	31,800	9,000			
		11月2日(木)、3日(金)		2	2	12	30	11,300	2,300	3,400	5,600			
	幹部 教育	11月22日(水)、23日(木)		2	2	12	40	10,850	2,150	3,100	5,600			
		12月1日(金)、2日(土)		2	2	12	40	9,300	2,300	1,400	5,600			
専科 教育	10月13日(金)～10月15日(日)		3	3	19	40	16,300	3,900	6,700	5,700				
	8月中旬予定		1	1	7	80	22,600	600	22,000	0				
特別 教育	11月8日(水)～10日(金)		3	3	19	60	7,100	3,900	900	2,300				
	1月11日(木)		1	1	7	-	2,900	600	900	1,400				
自衛消防隊員講習	12月11日(月)、12日(火)		2	2	13	40	11,200	2,300	6,200	2,700				
							11,150	2,150	6,800	2,200				

上段は、令和5年度経費
下段は、令和4年度経費(警防科については令和2年度経費)

第 6 9 期消防職員初任教育実施要領

1 目 的

この教育訓練は、新採用の消防職員として必要な基礎知識及び技能を習得するとともに、士気の高揚、規律の保持及び体力の錬成を図り、職務の円滑な遂行に資することを目的とする。

2 入校期間

令和5年4月10日(月)10時から10月5日(木)までとする。(離校日は、10月6日(金))

3 場 所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校 (TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9292)

4 入校対象者及び入校経費

入校対象者	入校経費(円)		
	合 計	内 訳	
新規採用者又は未教育者	451,500	(1) 食 費	181,000
		(2) 図書教材費	130,100
		(3) 寮費等	75,400
		(4) 校外研修費	65,000

5 入校手続

令和5年2月10日(金)までに次の書類を岩手県消防学校長あてに提出すること。

- (1) 推薦書(様式第1)
- (2) 身上調書(様式第2)
- (3) 健康診断書(採用時提出の写しで可)

6 受 付

令和5年4月10日(月)8時30分から10時までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 携行品

(1) 制服、制帽、白手袋	(12) 雨衣
(2) 黒短靴	(13) 防寒衣
(3) 消防手帳	(14) 軍手
(4) 活動服	(15) 共済組合員証
(5) 防火衣一式(手袋、長靴含む)	(16) 印鑑
(6) 訓練用ヘルメット	(17) 国語辞典、英語辞典
(7) 編上靴	(18) 筆記用具、ノート、電卓
(8) 運動着	(19) メモ帳(制服等に入れるもの)
(9) ズック(内履き・外履き各1足)	(20) 寝衣、肌着類
(10) 上履き(寮において使用)	(21) 洗面・入浴用品、裁縫用具
(11) ゴム長靴	(22) その他身の回り品(スーツ等)

注1 持ち込み禁止物品については、別途示すものであること。

2 制服着用時の靴下は紺又は黒系統とすること。

3 制服着用時のYシャツ、肌着は白色無地とし、特にも夏季用の制服に着用する肌着は、襟元から露出しない形状のものとする。

4 6月1日(木)から夏季用の制服(半袖含む。)、制帽を着用予定であること。

8 その他

- (1) 休講日の前日の授業終了後から授業を再開する日の前日の夕方までの間の在寮は、原則認めない。
- (2) 入校経費は、令和5年4月7日(金)までに、各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2000540 初任教育入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度消防職員幹部教育初・中級幹部科実施要領

1 目的

この教育訓練は、初・中級幹部として消防行政の現状や動向を理解し、上司の補佐及び部下の指導を行い、組織の管理運営能力の向上に資することを目的とする。

2 入校期間

令和5年8月21日（月）10時から9月1日（金）16時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
消防司令補又は消防士長の階級にあり、意欲をもって業務に取り組んでいる者	40人	45,500	(1) 食費	15,500
			(2) 図書教材費	25,800
			(3) 寮費等	4,200

注 教科目は、次のとおり。

消防時事、消防財政、人事業務管理、安全管理、現場指揮、事例研究ほか

5 入校手続

令和5年7月24日（火）までに岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）第7条に定める推薦書（様式第1号）を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受付

令和5年8月21日（月）8時30分から9時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装及び携行品

服装	携行品		
	訓練用	参考書	日用品等
(1) 制服、制帽	(1) アポロキャップ	(1) 消防関係法令集	(1) 運動着、ズック（内、外履き）、上履き (2) 寝衣、洗面・入浴用品 (3) 共済組合員証、筆記用具、印鑑 (4) その他身の回り品
(2) 黒短靴	(2) 防火衣一式	(2) 小六法その他の	
(3) 白手袋	(3) 活動服、編上靴	参考書	
(4) 消防手帳	(4) ヘルメット (5) 皮手袋、軍手		

注1 制服着用時の靴下は紺又は黒系統とすること。

2 制服着用時の肌着は白色無地とし襟元から露出しないようにすること。

8 その他

(1) 休講日の前日の授業終了後から授業を再開する日の前日の夕方までの間の在寮は、原則認めない。

(2) 入校経費は、令和5年8月14日（月）までに各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座 2137625 幹部科入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度消防職員幹部教育上級幹部科実施要領

1 目的

この教育訓練は、上級幹部として業務管理、人事管理及び危機管理などへの理解を深め、組織の円滑な管理運営に資することを目的とする。

2 入校期間

令和5年12月4日（月）10時から12月8日（金）16時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
消防司令長、消防司令又は消防司令補の階級にある者（ただし消防司令補の階級にある者は大船渡地区消防本部、遠野市消防本部及び陸前高田市消防本部に限る。）	20人	22,100	(1) 食費	7,800
			(2) 図書教材費	10,500
			(3) 寮費等	3,800

注 教科目は、次のとおり。

業務管理、人事管理、危機管理、事例研究など

5 入校手続

令和5年11月6日（月）までに岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）第7条に定める推薦書（様式第1号）を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受付

令和5年12月4日（月）8時30分から9時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装及び携行品

服装	携行品	
	訓練用	日用品等
(1) 制服、制帽	(1) アポロキャップ	(1) 運動着、ズック（内、外履き）、上履き
(2) 黒短靴	(2) 活動服	(2) 寝衣、洗面・入浴用品
(3) 白手袋	(3) 防寒衣	(3) 共済組合員証、筆記用具、印鑑
(4) 消防手帳		(4) その他身の回り品

注1 制服着用時の靴下は紺又は黒系統とすること。

2 制服着用時の肌着は白色無地とし襟元から露出しないようにすること。

8 その他

入校経費は、令和5年11月27日（月）までに各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2137625 幹部科入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度消防職員専科教育警防科実施要領

1 目的

この教育訓練は、警防行政に関する知識、災害現場における消防戦術と安全管理等に係る専門的知識及び技術を習得し、災害現場において安全かつ確な警防活動ができる能力の向上に資することを目的とする。

2 入校期間

令和5年11月14日（火）10時から11月30日（木）16時まで

3 場 所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者及び経費

対象者	定 員	入校経費（円）		
		合 計	内 訳	
警防業務従事者又はその予定者	40人	36,000	(1) 食 費	18,200
			(2) 図書教材費	13,300
			(3) 寮費等	4,500

注 教科目 警防行政の現状と課題、防災、警防対策、消防戦術と安全管理、効果測定ほか

5 入校手続

令和5年10月17日（火）までに岩手県消防学校教育訓練規則第7条（昭和49年岩手県規則第20号）に定める推薦書（様式第1号）を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受 付

令和5年11月14日（火）の8時30分から9時30分までに受付すること。

7 服装及び携行品

服 装	携行品		
	訓練用	参考書	日用品等
(1) 制服、制帽	(1) アポロキャップ	消防関係法令集	(1) 運動着、ズック（内、外履き）、上履き (2) 寝衣、洗面・入浴用品 (3) 共済組合員証、筆記用具、印鑑 (4) その他身の廻り品
(2) 黒短靴	(2) 防火衣一式		
(3) 白手袋	(3) 活動服、防寒衣		
(4) 消防手帳	(4) ヘルメット、ゴーグル		
	(5) 皮手袋、軍手、ゴム手袋		
	(6) ゴム長靴、編上靴		

※1 制服着用時の靴下は紺又は黒系統とし、下着は白色無地とすること。

8 その他

(1) 別に定める様式により研究討議資料を作成し、入校日の2週間前までにメールまたはFAXで提出すること。

(2) 休講日の前日の授業終了時から授業を再開する日の前日の夕方までの間の在寮は、原則認めない。

(3) 入校経費は、令和5年11月7日（火）までに各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2137634 警防科入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度消防職員専科教育火災調査科実施要領

1 目的

この教育訓練は、火災の燃焼理論並びに火災原因調査及び損害調査に係る専門的知識及び技術を習得し、火災原因調査への的確な判断能力の向上に資することを目的とする。

2 入校期間

令和5年10月17日(火)10時から11月1日(水)16時まで

3 場 所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校 (TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293)

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定 員	入校経費(円)		
		合 計	内 訳	
火災調査業務従事者又はその予定者	40人	96,200	(1) 食 費	18,200
			(2) 図書教材費	72,300
			(3) 寮費等	5,700

注 教科目は、次のとおり

原因調査関係法規、原因調査、損害調査、鑑定、調査実習(模擬火災調査)、調査書類、事例研究など

5 入校手続

令和5年9月19日(火)までに岩手県消防学校教育訓練規則(昭和49年岩手県規則第20号)第7条に定める推薦書(様式第1号)を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受 付

令和5年10月17日(火)の8時30分から9時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装及び携行品

服 装	携行品		
	訓練用	参考書	日用品等
(1) 制服、制帽	(1) アポロキャップ	(1) 消防関係法令集	(1) 運動着、ズック(内、外履き)、上履き
(2) 黒短靴	(2) 防火衣一式	(2) 予防六法	(2) 寝衣、洗面・入浴用品
(3) 白手袋	(3) ヘルメット		(3) 共済組合員証、筆記用具、印鑑
(4) 消防手帳	(4) 活動服、防寒衣		(4) その他身の回り品
	(5) 皮手袋、軍手、ゴム手袋		

注1 制服着用時の靴下は紺又は黒系統とすること。

2 制服着用時の肌着は白色無地とし襟元から見えないようにすること。

8 その他

(1) 別に定める様式により研究討議資料を作成し、入校日の2週間前までに別途通知するアドレスあてメール送信するか、ファックス送信により提出すること。

(2) 休講日の前日の授業終了後から授業を再開する日の前日の夕方までの間の在寮は、原則認めない。

(3) 入校経費は、令和5年10月10日(火)までに各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2137643 火災調査科入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度消防職員専科教育救急科実施要領

1 目的

この教育訓練は、救急隊員の行う応急処置に必要な医学的知識及び技術を習得し、消防法施行令第44条第5項第1号に定める救急隊員を養成することを目的とする。

2 入校期間

令和6年1月18日（木）10時から3月13日（水）16時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
救急業務従事予定者	80人	124,000	(1) 食費	57,600
			(2) 図書教材費	41,900
			(3) 寮費等	24,500

注 教科目は、次のとおり。

救急業務及び救急医療の基礎、応急処置の総論、病態別応急処置、特殊病態別応急処置、シミュレーション実習、病院実習、効果測定など

5 入校手続

令和6年12月21日（木）までに岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）第7条に定める推薦書（様式第1号）を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受付

令和6年1月18日（木）の8時30分から9時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装等

服装	携行品		
	救急訓練用	参考書	日用品等
(1) 制服、制帽	(1) アポロキャップ	消防関係法令集	(1) 運動着、ズック（内、外履き）、上履き (2) 寝衣、洗面・入浴用品 (3) 共済組合員証、筆記用具、印鑑 (4) その他身の回り品
(2) 黒短靴	(2) ヘルメット、ゴーグル		
(3) 白手袋	(3) 活動服、防寒衣		
(4) 消防手帳	(4) 感染防止衣（上・下）		
(5) スーツ（校外研修時着用）	(5) 感染防止用ゴーグル		
	(6) 皮手袋		
	(7) 白色ズック（病院実習用）		

注1 制服着用時の靴下は紺又は黒系統とすること。

2 制服着用時の肌着は白色無地とし襟元から露出しないようにすること。

8 その他

- (1) 入校生はインフルエンザ予防対策のため、ワクチン接種を受けて入校するよう努めること。
- (2) 休講日の前日の授業終了後から授業を再開する日の前日の夕方までの間の在寮は、原則認めない。
- (3) 入校経費は、令和6年1月11日（木）までに各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2137652 救急科入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度消防職員専科教育救助科実施要領

1 目的

この教育訓練は、救助活動における安全管理、災害救助に係る専門的知識・技術の習得、特殊災害に対する基礎的知識、対処方法を習得し、災害現場において安全かつ確かな活動を展開する能力の向上に資することを目的とする。

2 入校期間

令和5年10月10日（火）10時から11月17日（金）16時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
救助業務従事者、特殊災害業務従事者又はその予定者	40人	83,700	(1) 食費	42,900
			(2) 図書教材費	31,800
			(3) 寮費等	9,000

注 教科目は、次のとおり。

安全管理、災害救助対策、救急、救助訓練、救助器具取扱訓練、総合訓練、効果測定など

5 入校手続

令和5年9月12日（火）までに岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）第7条に定める推薦書（様式第1号）を提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受付

令和5年10月10日（火）8時30分から9時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装等

服装	携行品	
	訓練用	日用品等
(1) 制服、制帽 (2) 黒短靴 (3) 白手袋 (4) 消防手帳	(1) アポロキャップ (2) 活動服、防火衣、防寒衣、雨衣 (3) ヘルメット、救助服、Tシャツ（紺、黒又は白） (4) 皮手袋、軍手、ケブラー手袋、編上靴 (5) カラビナ、防塵ゴーグル、防塵マスク、小綱、耳栓 (6) フルハーネス（準備可能な場合）	(1) 運動着、ズック（内、外履き）、上履き (2) 寝衣、洗面・入浴用品 (3) 共済組合員証、筆記用具 印鑑 (4) その他身の回り品

注1 制服着用時の靴下は紺又は黒系統とすること。

2 制服着用時の肌着は白色無地とし襟元から露出しないようにすること。

8 入校前の準備

実技訓練の効率化及び安全管理の確保を図るため、次の事項について事前に学習しておくこと。

なお、入校時に実技の確認を行います。

※ 基礎体力、空気呼吸器の取扱、二連・三連梯子及び大カギ付き梯子の取扱、基本結索、器具結索、身体結索

9 その他

(1) 別に定める様式により研究討議資料を作成し、入校日の2週間前までに別途通知するアドレスあてメール送信するか、ファックス送信により提出すること。

(2) 休講日の前日の授業終了後から授業を再開する日の前日の夕方までの間の在寮は、原則認めない。

(3) 入校経費は、令和5年10月3日（火）までに各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2137661 救助科入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度消防団員幹部教育初級幹部科実施要領

1 目的

この教育訓練は、消防団の運営に必要な規律、安全管理の重要性について理解するとともに、地域住民に対して防災指導を行えることを目的とする。

2 入校期間

令和5年11月2日（木）10時から11月3日（金）16時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)	
		合計	内訳
班長の階級にある者	30人	11,300	(1) 食費 2,300
			(2) 図書教材費 3,400
			(3) 寮費等 5,600

注 教科目は、指揮要領、危険予知訓練、防災指導など

5 入校手続

令和5年10月5日（木）厳守とし、別紙推薦書を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

また、期日以降の申込みは、手続きの都合上、原則として受け付けません。

6 受付

入校日は、**9時00分から9時30分までの間**に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装及び携行品

服装	携行品	
	教育訓練用	日用品等
(1) 制服 甲種又は乙種	(1) アポロキャップ (2) 活動服、ヘルメット、防	(1) 運動着、上履き (2) 寝衣、洗面・入浴用品
(2) 制帽又は略帽	火衣一式、防寒衣、軍手	(3) 筆記用具
(3) 白手袋	(3) ズック（内、外履き）	(4) その他身の回り品

8 その他

(1) 入校者は、消防学校の寄宿舍に宿泊すること。

(2) 入校経費は、令和5年10月30日(月)までに、**各市町村担当課から**次の口座へ振り込むこと。（入校者個人が振り込まないよう、十分周知してください。）

岩手銀行矢巾支店 普通口座2106496 団員教育入校経費取扱者 賀東靖

(3) やむを得ない事情等で入校辞退する場合は、図書教材費、寝具リース料、還付に要する振込手数料などの必要経費を負担いただきますのでご了承願います。

第 7 期消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程実施要領

1 目 的

この教育訓練は、大規模災害時に現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導、情報収集・伝達に係る的確な現場指揮、安全管理の知識及び技術を修得するとともに、自主防災組織等に対し防災指導を行えることを目的とする。

2 入校期間

令和 5 年 11 月 22 日（水）10 時から 11 月 23 日（木）16 時まで

3 場 所

紫波郡矢巾町医大通二丁目 2 番 1 号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定 員	入校経費(円)	
		合 計	内 訳
班長以上の階級にある者	40 人	11,000	(1) 食 費 2,300
			(2) 図書教材費 3,100
			(3) 寮費等 5,600

注 教科目は、指揮総論、安全管理、資機材取扱など

5 入校手続

令和 5 年 10 月 25 日（水）厳守とし、別紙推薦書を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

また、期日以降の申込みは、手続きの都合上、原則として受け付けません。

6 受 付

入校日は、**9時00分から9時30分までの間**に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装及び携行品

服 装	携行品	
	教育訓練用	日用品等
(1) 制服 甲種又は乙種	(1) アポロキャップ	(1) 運動着、上履き
(2) 制帽又は略帽	(2) 活動服、ヘルメット、防火衣一式、防寒衣、軍手	(2) 寝衣、洗面・入浴用品
(3) 白手袋	(3) ズック（内、外履き）	(3) 筆記用具
		(4) その他身の回り品

8 その他

(1) 入校者は、消防学校の寄宿舍に宿泊すること。

(2) 入校経費は、令和 5 年 11 月 17 日（金）までに、**各市町村担当課から**次の口座へ振り込むこと。（入校者個人が振り込まないよう十分周知してください。）

岩手銀行矢巾支店 普通口座 2106496 団員教育入校経費取扱者 賀東靖

(3) やむを得ない事情等で入校辞退する場合は、図書教材費、寝具リース料、還付に要する振込手数料などの必要経費を負担いただきますのでご了承願います。

第7期消防団員幹部教育指揮幹部科分団指揮課程実施要領

1 目的

この教育訓練は、分団指揮者として消防団の管理運営、活性化に資する広い知識並びに各種災害発生時における分団の管理運営及び効率的な現場活動の在り方を深く理解することを目的とする。

2 入校期間

令和5年12月1日（金）10時から12月2日（土）16時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
分団長又は副分団長の階級にある者	40人	9,300	(1) 食費	2,300
			(2) 図書教材費	1,400
			(3) 寮費等	5,600

注 教科目は、危険予知訓練、避難所運営訓練、防災指導など

5 入校手続

令和5年11月2日（木）厳守とし、別紙推薦書を消防学校長あてに提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

また、期日以降の申込みは、手続きの都合上、原則として受け付けません。

6 受付

入校日は、**9時00分から9時30分の間に寮舎玄関で受付を済ませること。**

7 服装及び携行品

服装	携行品	
	教育訓練用	日用品等
(1) 制服 甲種又は乙種	(1) アポロキャップ	(1) 運動着、上履き
(2) 制帽又は略帽	(2) 活動服、防寒衣、軍手	(2) 寝衣、洗面・入浴用品
(3) 白手袋	(3) ズック（内、外履き）	(3) 筆記用具
		(4) その他身の回り品

7 その他

(1) 入校者は、消防学校の寄宿舎に宿泊すること。

(2) 入校経費は、令和5年11月28日（火）までに、各市町村担当課から次の口座へ振り込むこと。（入校者個人が振り込まないよう十分周知してください。）

岩手銀行矢巾支店 普通口座2106496 団員教育入校経費取扱者 賀東靖

(3) やむを得ない事情等で入校辞退する場合は、図書教材費、寝具リース料、還付に要する振込手数料などの必要経費は負担いただきますのでご了承願います。

令和5年度消防団員専科教育警防・機関科実施要領

1 目的

この教育訓練は、消防団員として火災防ぎょに関する知識並びに自動車及び小型ポンプの運用技術を習得し、災害現場において中核的消防活動が遂行できる能力の向上を図ることを目的とする。

2 入校期間

令和5年10月13日（金）10時から10月15日（日）16時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者及び経費

対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
警防要員、ポンプ車若しくは小型ポンプ機関要員又はその予定者	40人	16,300	(1) 食費	3,900
			(2) 図書教材費	6,700
			(3) 寮費等	5,700

注 教科目は、ポンプ運用と機関整備、安全管理、防災指導など

5 入校手続

令和5年9月15日（金）厳守とし、別紙推薦書を消防学校長あてに提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

また、期日以降の申込みは、手続きの都合上、原則として受け付けません。

6 受付

入校日は、**9時00分から9時30分**の間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装及び携行品

服装	携行品	
	教育訓練用	日用品等
(1) 制服 甲種又は乙種	(1) アポロキャップ	(1) 運動着、上履き
(2) 制帽又は略帽	(2) ヘルメット	(2) 寝衣、洗面・入浴用品
(3) 白手袋	(3) 活動服、防火衣一式、防寒衣、 軍手	(3) 筆記用具
	(4) 長靴、ズック（内、外履き）	(4) その他身の回り品

8 その他

(1) 入校者は、消防学校の寄宿舎に宿泊すること。

(2) 入校経費は、令和5年10月10日（火）までに、**各市町村担当課**から次の口座へ振り込むこと。（入校者個人が振り込まないよう十分周知してください。）

岩手銀行矢巾支店 普通口座 2106496 団員教育入校経費取扱者 賀東靖

(3) やむを得ない事情等で入校辞退する場合は、図書教材費、寝具リース料、還付に要する振込手数料などの必要経費は負担いただきますのでご了承願います。

令和5年度特別教育無線通信講習実施要領

1 目的

この教育訓練は、消防無線操作に係る知識及び技術を習得するとともに無線従事者免許証（第3級陸上特殊無線技士）を取得させ、無線通信業務の円滑化に資することを目的とする。

2 日時

令和5年8月中旬予定(別途通知)

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者及び経費

対象者	定員	入校経費(円)			
		合計	内訳		
初任教育学生及び消防本部等推薦の職員（無線従事者免許を所有していない者）	80人 (初任教育を優先)	22,600	(1) 食費		600
			(2) 図書教材費等		22,000
			内 訳	ア 受講料	19,200
				イ 教科書	1,050
				ウ 免許申請料	1,750

注 教科目は、次のとおり。

法規、無線工学、修了試験

5 受付

講習日の8時から8時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

6 服装

- (1) 初任教育学生は、制服とする。
- (2) 消防本部等推薦の職員は、制服又はスーツ(クールビズ)とする。

7 その他

- (1) 受講料は、80人受講を仮定としておりますので、受講者数によっては受講料が変更となる場合があります。
- (2) 講習日及び受講申請書の提出期限その他必要な事項については、別途お知らせします。
- (3) 入校経費は、別途指定する日までに、各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座 2137680 特別講習入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度特別教育土砂災害消防活動講習実施要領

1 目的

この教育訓練は、自然災害発生時の基本的活動となる「土砂災害消防活動」に従事する消防職員の資質をより一層高めることを目的として、必要な知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図る。

2 入校期間

令和5年11月8日（水）から11月10日（金）まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
土砂災害活動に従事する小隊長及び隊員（従事する予定の者を含む。）	60人	7,100	(1) 食費	3,900
			(2) 図書教材費	900
			(3) 寮費等	2,300

注 教科目は、次のとおり。

土砂災害活動対策、基本的活動方法と災害活動事例、土砂災害想定訓練など

5 入校手続

令和5年10月11日（水）までに岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）第7条に定める推薦書（様式第1号）を提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受付

令和5年11月8日（水）8時30分から9時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装等

服装	携行品	
	訓練用	日用品等
活動服又は救助服	(1) アポロキャップ (2) 活動服、防火衣、防寒衣、雨衣 (3) ヘルメット、救助服、Tシャツ（紺又は黒、白） (4) 皮手袋、軍手、ケブラー手袋、編上靴 (5) カラビナ、防塵ゴーグル、防塵マスク、小綱、耳栓 (6) 準備可能な場合（肘あて、膝あて、ゲイター、フルハーネス）	(1) 運動着、ズック（内、外履き）、上履き (2) 寝衣、洗面・入浴用品 (3) 共済組合員証、筆記用具印鑑 (4) その他身の回り品

8 その他

入校経費は、令和5年11月1日（水）までに、各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2137680 特別講習入校経費取扱者 賀東靖

令和5年度特別教育女性活躍推進講習実施要領

(改正 令和5年5月16日)

1 目的

この教育訓練は、女性消防職員の強固な「繋がり」の構築を促進するとともに、職域拡大に応じた専門的識見及び技能の習得を促進し、もって総合的な能力開発を図る。

2 日時

令和6年1月11日(木) 9時10分から17時まで

3 場所

紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校 (TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293)

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合計	内訳	
女性消防職員	—	2,900	(1) 食費	600
			(2) 図書教材費	900
			(3) 寮費等	1,400

5 入校手続

令和5年12月7日(木)までに岩手県消防学校教育訓練規則(昭和49年岩手県規則第20号)第7条に定める推薦書(様式第1号)を消防学校長あて提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

6 受付

令和6年1月11日(木)8時20分から8時50分までに寮舎玄関で受付を済ませること。

7 その他

入校経費は、令和5年12月26日(火)までに、各消防本部から次の口座へ振り込むこと。

岩手銀行矢巾支店 普通口座2137680 特別講習入校経費取扱者 賀東靖

令和 5 年度特別教育自衛消防隊員講習実施要領

1 目的

この教育訓練は、事業所等に所属する自衛消防隊員に対して、消防業務に関する基礎知識及び技術の教育訓練を行い、事業所等における災害防止に資することを目的とする。

2 入校期間

令和 5 年 1 2 月 1 1 日（月）10時から12月12日（火）16時まで

3 場 所

紫波郡矢巾町医大通二丁目 2 番 1 号

岩手県消防学校（TEL 019-697-3434・FAX 019-697-9293）

4 入校対象者、定員及び入校経費

入校対象者	定員	入校経費(円)		
		合 計	内 訳	
事業所等の自衛消防隊組織の隊員又は従事予定者	40人	11,200	(1) 食 費	2,300
			(2) 図書教材費	6,200
			(3) 寮費等	2,700

注 教科目は、次のとおり。

防火管理制度、予防活動、自衛消防の活動、安全管理など

5 入校手続

次により、推薦書（別紙様式）を各消防本部経由で岩手県消防学校長あてに提出すること。

なお、当該推薦書に記載した内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校者又は講師に提供されることについて、被推薦者の同意を得ること。

(1) 事業所から各消防本部への提出期限 令和 5 年 1 0 月 1 6 日（月）

(2) 各消防本部から消防学校への提出期限 令和 5 年 1 1 月 1 3 日（月）

6 受 付

令和 5 年 1 2 月 1 1 日（月）8時30分から9時30分までの間に寮舎玄関で受付を済ませること。

7 服装及び携行品

服 装	携行品	
	教育訓練用	日用品等
各事業所における自衛消防隊員の服装又は訓練のできる服装（例：作業服又は運動着、帽子等）とする。	(1) 軍手 (2) ブック（内、外履き） (3) 防寒衣	(1) 運動着、上履き (2) 寝衣、洗面・入浴用品 (3) 筆記用具 (4) その他身の回り品

8 その他

(1) 入校者は、消防学校の寄宿舎に宿泊すること。

(2) 事業所への周知文書は、各消防本部あて別途送付すること。

(3) 女性の入校希望者が10名を超える場合は、宿泊施設の都合により人員調整があること。

(4) **入校経費は、令和 5 年 1 1 月 2 7 日（月）までに、事業所から次の口座へ振り込むこと。**

岩手銀行矢巾支店 普通口座 2 1 3 7 6 8 0 特別講習入校経費取扱者 賀東靖

【振込に当たっての留意事項】

振込依頼書に記載する「依頼人」は、上記 5「推薦書」の「任命権者」名と同一とすること。

推 薦 書

令和 年 月 日

岩手県消防学校長 様

任命権者名

下記の者を貴校に入校させたいので推薦します。

記

教育訓練の種別	第69期消防職員初任教育		
所属（署所）	階 級		
	職名（係名）		
（ふりがな） 氏 名	生年月日 （年齢）性別 （○で囲んで ください。）		平成 年 月 日 （ 歳） 男 ・ 女
住 所	学 歴 （○で囲んでく ださい。）		高校卒 大学卒 その他（ ）
消 防 経 歴	階 級	発 令 年 月 日	備 考
	消 防 士	令和 年 月 日	
備 考			

※ 救急救命士、無線従事者及び危険物取扱者の資格を有する場合、身上調書（様式第2）にその内容を記入すること。

身 上 調 書

所 属			(ふりがな) 氏 名			(写真貼付) 縦4cm×横3cm(上半身) 脱帽の写真(無背景) で3か月以内に撮影したもの					
生年月日	平成 年 月 日		歳								
現住所	郵便番号 (-)		電話								
			携帯								
家族住所	郵便番号 (-)		電話								
自 己 の 状 況											
学 歴	高校 (科)		年 月 卒・中退		最 終 校 部 活 動	部 名					
	短大 (科)		年 月 卒・中退			任 務					
	大学 (学部)		年 月 卒・中退			ポ ジ シ ョ ン					
職 歴	年月～年月	会 社 名		健 康 状 況 そ の 他	健康状態						
	～				身長	cm	体重	kg	血液型	型	
	～				胸囲	cm	ウエスト	cm	100m	秒	
	～				頭囲	cm	足 サイズ	cm	中or長 距離	km 分	
既 往 症	年月	入通院の病名	入通院日数	その後の状況	趣 味 ・ 特 技				懸垂		回
									握 力	右	kg
										左	kg
性 格	長 所		短 所		ス ポ ー ツ		段 位	県大会での成績			

免許・資格	種 別	取 得 年 月 日	種 別	取 得 年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
し 好	酒 等	煙 草	好 き な 食 物	嫌 い な 食 物	※食物アレルギーを有する者は、本頁備考欄に具体的に記載すること。	
	飲まない	吸わない				
	飲 む	吸 う				
	1 日 合	1 日 本				
動機・抱負	消 防 職 員 と な っ た 動 機			今 後 の 抱 負		
家 族 の 状 況						
続 柄	氏 名	年 齢	勤 務 先 (学 校 等)	健 康 状 態	同 居 別 居	家 族 に 関 す る 特 記 事 項
						縁 (所 属 ・ 氏 名 ・ 続 柄)
						故
						作 成 年 月 日
						令 和 年 月 日
						氏 名
備 考						

身上調書記載要領

1 記載に当たっての注意事項

本人が自筆で記入し押印すること。なお、記載内容のうち、所属、氏名等学校運営上必要不可欠なものに限り、座席表、学生名簿等として他の入校生又は講師に提供されるものであること。

2 各欄の記載について

年齢	入校日現在で記入すること。
現住所	(1) 入校日現在で記入し、アパート等に居住する場合は、アパート名等も記入すること。 (2) 電話番号、携帯電話番号は、連絡が取れる番号を記入すること。
学歴	(1) 学歴は、全て記入すること。 (2) 専門学校等の場合は、大学又は短大の欄に記入すること。
職歴	消防本部に採用されるまでの職歴について、その年月及び会社名等を記入すること。
健康状態その他	(1) 健康状態欄には、現在の状態を良好又は不良と記入すること。 (2) アレルギー体質の者は、その旨を備考欄に具体的に記入すること。特に食物アレルギーの者は、原因物質等についても具体的に記入すること。 (3) 身長、体重等については調書作成時で記入すること。 (4) 100m、中・長距離等のタイムは、記憶している範囲で記入すること。
既往症	過去に1週間以上の入院又は1か月以上通院した主な病名を記入し、その後の状況も記入すること。
免許・資格	保有しているもの全てを記入し、記入欄が不足する場合は、欄外に記入すること。特に、 特殊無線技士 、 救急救命士 （見込の場合は、 <u>取得年月日欄に見込と記載すること</u> ）、 危険物取扱者 については、 <u>記載漏れのないようにすること</u> 。
し好	飲酒又は喫煙する者は、1日の平均量を記入すること。
消防職員となった動機及び今後の抱負	職業として消防職員を選択した動機及び今後の抱負を簡潔に記入すること。
家族の状況	(1) 本人からみた続柄を記載すること。本人の記載は不要であること。 (2) 家族の健康状態が不良の場合、家族に関する特記事項欄にその状態を記入すること。
縁故関係	県職員、市町村職員及び消防職員で縁故関係のある者について記入すること。(例 ○○消防署、消防太郎)
作成年月日	身上調書を作成した年月日とすること。

消防本部名 _____

担 当 _____

身体測定表

No	氏 名	身 長	体 重	胸 囲	ウエスト	頭 囲	足のサイズ
1		cm	kg	cm	cm	cm	cm
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

消防職員初任教育入校生への周知事項

1 入校期間中の校則の厳守

校則（岩手県消防学校教育訓練規則第15条）に違反した場合は、その責任の所在を明らかにし、その旨を所属長に通知するとともに、厳正な措置をとるものであること。

2 外出・外泊

(1) 外出

毎週火曜日及び木曜日（門限21時30分）とすること。**ただし、入校日の属する週及び翌週は外出を認めないものであること。**

(2) 外泊

学校の休講日となる土曜日又は祝祭日の前日の授業終了後の時間から認めること。ただし、教育訓練、行事等で別に指示する日は認めないものであること。

外泊からの帰校期限は、授業開始日の前日の21時30分までであること。

3 持ち込み禁止物品

次の物品の持ち込みを禁止する。

(1) 電気器具。ただし、ヘアドライヤー、電気カミソリ、電池式の小型ラジオ、小型音楽プレイヤー及び携帯電話を除く。

(1) 火気使用器具

(2) 麻雀、花札、各種テレビゲーム機、スポーツ用具及びこれらに類する物

4 頭髪等

(1) 別図のように調髪して入校すること。

(2) ピアスの使用及び持ち込みは認めない。

5 運転免許

運転免許取得のための欠講等は認めないものであること。更新及び交通違反等に伴う事務処理は、入校前に済ませること。なお、当該手続きが処理出来ない場合は、当該入校生の氏名を本校へ連絡すること。

6 自家用車

学校への自家用車の持ち込みは、禁止すること。

7 授業

授業日は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、毎週月曜日から金曜日までであること。ただし、教育訓練、行事等により土曜日、日曜日及び祝祭日を授業日として他の日を休講日に振替える場合があること。

8 身上調書

身上調書は必ず当校指定の様式を使用し、記載要領を参照のうえ、漏れのないよう記入すること。

9 入校前の留意事項

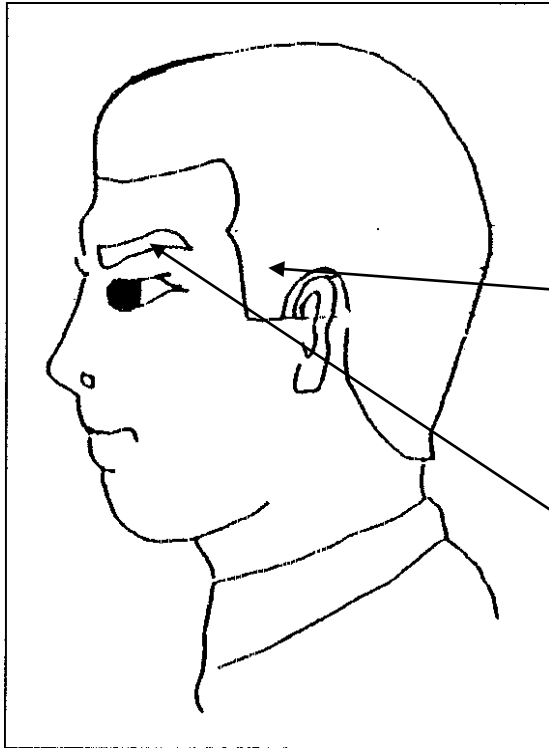
(1) 入校後は厳しい訓練を実施することから、けがや病気に留意するとともに、訓練に耐えられるよう体力錬成に励むこと。

(2) 入校前にけがや病気、交通違反等をした場合は、消防本部の担当者に速やかに報告すること。

別図

入校期間中の学生頭髪等の基準

〔男子学生〕



頭髪は横及び後を2cm以上刈り上げるとともに全体にわたり短めにする事。

※もみ上げは耳孔上端までとする。

※パーマ・染色・脱色は禁止する。

※眉を細くする等は禁止する。

〔女子学生〕

- 1 後ろ髪の前足が制服の前にかからないこと、横は耳孔が見える程度のショートカットとする。
- 2 化粧等は、華美にならないよう留意すること。

※ 上記事項について、入校期間中に適宜教官から指導することとする。

推 薦 書

令和 年 月 日

岩手県消防学校長 様

任命権者

下記の者を貴校に入校させたいので推薦します。

記

教育訓練の種別	消防職員 教育 科			
所 属 (署 所)			階 級	
			職名 (係名)	
(ふりがな) 氏 名			生年月日 (年齢)性別	年 月 日 (歳) 男・女
住 所			学歴 (○ で囲んで ください。 い。)	高校卒 大学卒 その他 ()
消 防 経 歴	階 級	発 令 年 月 日	階 級	発 令 年 月 日
	消 防 士		消 防 司 令 補	
	消 防 副 士 長		消 防 司 令	
	消 防 士 長		消 防 司 令 長	
消 防 学 校 教 育 の 有 無	有 無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 初任教育 (年度 / 第 期) 専科教育 — <ul style="list-style-type: none"> 科 課程 (年度) 科 課程 (年度) 科 課程 (年度) 幹部教育 科 (年度) 特別教育 講習 (年度) </div> </div>		
備 考				

※ アレルギーを有する者は、その内容を具体的に備考欄に記入すること。

別 紙

研 究 討 議

教育科名	予防総合科 ・ 警 防 科 ・ 火災調査科 ・ 救 助 科
区 分	情報交換 ・ 製品紹介 ・ 事例紹介 ・ その他()
所 属	
氏 名	
題 名	
内 容	

※ 該当する教育科名及び区分を○で囲み、その他については、具体的に記入すること。

※ 入校日の2週間前までにメールまたはFAXで提出すること。

推 薦 書

令和 年 月 日

岩手県消防学校長 様

任命権者

下記の者を貴校に入校させたいので推薦します。

記

教育訓練の種別	消防団員				教育		科	
所 属	消防団			階	級			
				職	名			
(ふりがな) 氏 名				生 年 月 日	年 月 日			
				(年 齡) 性 別	(歳) 男・女			
住 所						職 業		
消 防 経 歴	階	級	発 令 年 月 日	階	級	発 令 年 月 日		
	団	員		副 分 団 長				
	班	長		分 団 長				
	部	長						
消 防 学 校 教 育 の 有 無	有			基礎教育（又は普通教育）（ 年度）		科 課程（ 年度）		
無				幹部教育				
	専科教育		科 課程（ 年度）					
			科 課程（ 年度）					
	無			特別教育		課程（ 年度）		
備 考								

※ 食物アレルギーを有する者は、その内容を具体的に備考欄に記入すること。

推 薦 書

令和 年 月 日

岩手県消防学校長 様

任命権者
住 所
団体名
代表者
職氏名

実施要領により下記の者を貴校に入校させたいので推薦します。
記

教育訓練の種別	特別教育自衛消防隊員講習			
事業所名				
(ふりがな) 氏名	生年月日	年齢 (性別)	住 所	経験年数・役割

事業所連絡先

担当課	当者職・氏名	電話番号	備 考
		()	

- ※ 1 経験年数及び役割（又は職名）の欄は、必ず記入すること。
2 食物アレルギーを有する者は、その内容を具体的に備考欄に記入すること。

岩手県消防学校教育訓練規則（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規則は、岩手県消防学校（以下「学校」という。）において行う消防職員、消防団員等の教育訓練（以下「教育訓練」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育訓練計画の作成）

第2条 岩手県消防学校長（以下「校長」という。）は、毎年3月末日までに翌年度の教育訓練計画を作成しなければならない。

（教育訓練の種類）

第3条 教育訓練の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 初任教育 新たに任用された、又は学校において教育訓練を受けたことのない消防職員に対して行う基礎的教育訓練
- (2) 基礎教育 学校において教育訓練を受けたことのない消防団員に対して行う基礎的教育訓練
- (3) 専科教育 消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
- (4) 幹部教育 消防職員及び消防団員の幹部に対して行う消防幹部として必要な教育訓練。この場合において、「幹部」とは、消防職員にあつては消防士長、消防司令補、消防司令及び消防司令長の階級にある者を、消防団員にあつては班長以上の階級にある者をいう。
- (5) 特別教育 前各号に掲げる教育訓練以外の教育訓練で特別の目的のため行うもの。

（定 員）

第4条 教育訓練を受ける者（以下「学生」という。）の定員は、100人とし、各教育訓練ごとの定員は、校長が別に定める。

（教育訓練の教科目等）

第5条 教育訓練の教科目及び単位時間数は、別表第1から別表第6までのとおりとする。ただし、特別教育の教科目及び単位時間数については、校長が編成するものとする。

- 2 幹部教育は、階級により分けて行うことができる。
- 3 校長は、必要と認めるときは、教科目の一部を分科し、又は他の教科目を付加することができる。この場合において、教育訓練の種類又は科若しくは課程の種別ごとの総単位時間数を下回らない範囲内において、教科目別単位時間数を増減することができる。

(休講日)

第6条 次に掲げる日は、学校の休講日とする。ただし、校長は、必要により教育訓練、見学、実習、行事参加等をさせることができる。

- (1) 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日
- (2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める日

(入校の決定)

第7条 学生は、市町村の消防長、消防の一部事務組合の消防長、消防団長、市町村長等（以下「任命権者」という。）が推薦書（様式第1号又は様式第2号）により推薦した者のうちから、校長が決定する。

- 2 校長は、前項の決定をしたときは、当該任命権者に通知するものとする。

(入 寮)

第8条 学生は、学校の寄宿舎に入寮しなければならない。ただし、校長の承認を受けたときは、この限りでない。

(欠 講)

第9条 学生は、欠講しようとするときは、欠講願（様式第3号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 学生は、病気その他の理由により7日以上欠講しようとするときは、前項の欠講願に医師の診断書又は理由書を添付しなければならない。

(退 校)

第10条 任命権者は、学生を退校させようとするときは、退校願（様式第4号）を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 校長は、学生が病気その他の理由により所定の教科目を修了する見込みがないと認めるときは、任命権者の意見を聴いて学生を退校させることができる。
- 3 校長は、第1項の規定により退校を承認し、又は前項の規定により退校を命じたときは、当該学生の任命権者に通知しなければならない。

(効果の測定)

第11条 校長は、教育訓練の効果測定し、その実績を確認するものとする。ただし、校長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(教育結果の通知)

第12条 校長は、必要があると認めたときは、学生が所定の教科目を修了した後に、その結果を当該任命権者に通知するものとする。

(卒業証書等の授与)

第13条 校長は、学生が所定の教科目を修了したときは、初任教育にあつては卒業証書（様式第5号）を、その他の教育訓練にあつては修了証書（様式第6号）を授与するものとする。

2 別表第6に規定する指揮幹部科に係る前項の規定による修了証書の授与については、その課程ごとに所定の教科目を修了したとき及び全ての課程の教科目を修了したときのそれぞれについて行うものとする。

(き章の授与)

第13条の2 校長は、学生が別表第6に規定する指揮幹部科の全ての課程の教科目を修了したときは、前条に規定する修了証書のほか、き章（様式第6号の2）を授与するものとする。

(ほう賞)

第14条 知事は、成績が特に優秀であり、かつ、修習態度が他の模範と認められる初任教育を受ける学生に賞状（様式第7号）を授与して、ほう賞することがある。

2 校長は、初任教育を受ける学生のうち、成績が優秀であり、かつ、修習態度が他の模範と認められる者に賞状（様式第8号）を授与して、ほう賞することができる。

(懲戒)

第15条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、訓告し、又は退校させることができる。

(1) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分にそむく行為があるとき。

(2) 著しく学習を怠り、成業の見込みがないと認められるとき。

2 校長は、前項の規定により懲戒処分を行ったときは、知事に報告するとともに、その理由を付して当該任命権者に通知しなければならない。

(委託教育)

第16条 校長は、教育訓練に支障がないと認めるときは、市町村の機関等の委託により、消防団員、婦人消防協力隊員等に対して委託を受けた内容により教育訓練を行うことができる。

(教育訓練の特例)

第17条 校長は、必要があると認めるときは、現地に職員を派遣して、消防職員、消防団員等に対する教育訓練を行うことができる。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は校長が別に定める。

附則、別表及び様式 〻 省略